

大野北第2高齢者支援センター季刊誌

大野北の国から2

通算016

平成30年度 第3号



ご存知でしたか？

障害者手帳等をお持ちでない方でも、障害者控除対象者と認定されれば、税金の控除を受けることができます。

各障害者手帳をお持ちでなくても、所得申告する本人または扶養家族等が介護認定の調査内容等によって「知的障害者か身体障害者に準ずる者」と認定された場合には、「障害者控除対象者認定書」が交付され、控除を受けられます。

認定申請の対象者

次の①～③の全てに該当する方

- ① 市内に住所を有する65歳以上の方（注：認定を受けたい年の12月31日時点の年齢）
- ② 障害者手帳をお持ちでない方
（注：障害者手帳等をお持ちでも特別障害者控除を受けていなければ、認定申請することができます）
- ③ 本人または本人を税法上扶養している方で市県民税・所得税の課税がある方

対象者区分と控除額

審査の結果、認定された対象者は、本人の【身体】・【認知症】などの状況により、障害者又は特別障害者に区分されます。（注：申請しても、認定されない場合もあります）

	障害者控除	特別障害者控除
所得税	27万円	40万円
市県民税	26万円	30万円

障害者の状態の目安

身体：日常生活は概ね自立しているが、介助なしでは外出できない。

認知症：日常生活に支障をきたすような症状や行動、意思疎通の困難さが多少見られるが、誰かが注意していれば自立できる。

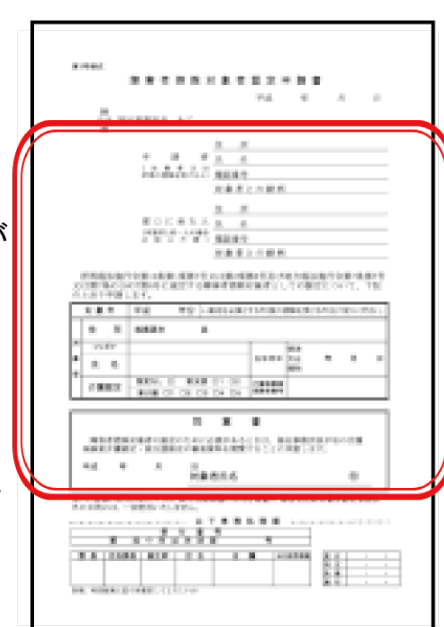
認定申請の方法

介護保険被保険者番号と介護認定の結果、対象者の同意があれば申請できます。

「障害者控除対象者認定申請書」にご記入・ご捺印の上、管轄の窓口、中央区の方はウェルネスさがみはら1階の中央高齢者相談課に提出します。（郵送可）

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

☎ 042-769-8349



『自分に何かあったらどうしよう』・『子供には迷惑を掛けたくない』
 そう考えている方にぜひ知ってもらいたい

家族信託のお話!!

家族信託とは、

- ★ 財産の管理を信頼できるどなたかに信じて託す方法です。
 金融商品ではありません。
- ★ 自分が決めた目的に沿って、大切な人や自分のために運用・管理してもらいます。
 管理する権利は託された方に移りますが、収益を受け取る権利は託す方に残ります。

家族信託は、H19年(2007年)施行の改正信託法に基づくものですが、2017年頃からメディアに取り上げられることが増えました。

- 2017年 2月28日放送 NHK『クローズアップ現代』「家族信託特集」
- 2017年11月22日放送 NHK『あさイチ』 「どうする? 実家の始末」

これにより認知症対策として近年急速に利用者が増え、2018年は利用件数(土地の信託登記の件数)が10,000件を突破し、前年比約1.5倍に達する見込みです。

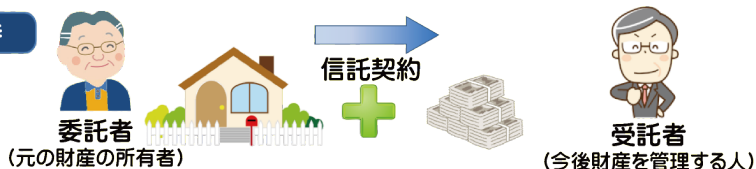
例えば、こんなことを考えていませんか?

『何かあったら、この家売って施設に入れればいい』

財産の所有者が認知症になると家族はもちろん、本人自身が不動産を売却することもできなくなるばかりか、銀行からお金を下ろすことも難しくなります。

元気なうちに子供と信託契約を結べば、子供が信託財産として親の現金や実家を預かって、親の生活、介護等のために利用できるようになります。

①信託契約時



一度に全ての財産を受託者に渡す必要はありません。
 契約を締結直すことで、一旦契約を結んだ後でも信託財産を変更することができます。

②信託期間中



③信託終了時



(注) 今回の内容は、H30年11月29日に開催された一般社団法人かながわ福祉居住推進機構主催の「平成30年度福祉居住セミナー『家族信託』制度の概要と利用方法について」等を参考にしています。

成年後見制度とどう違うの?

成年後見制度と比較した場合の利点と注意点!

『家族信託』を利用する利点

- 成年後見制度と異なり、本人が元気なうちから財産管理を託せる上、本人の判断能力が低下・喪失しても、『受託者』主導で財産の管理や処分ができます。
- 『家族信託』を利用すると、本人の判断能力が低下・喪失しても、“本人の意思確認手続き”が本人に対して行われないため、実質的に資産は凍結されません。
- 成年後見制度ほど対価を必要としません。
- H29年度実績では、全体の約74%で親族以外の第三者が成年後見人等を選任されていますが、第三者が成年後見人等を務めた場合、その報酬として財産に応じて1ヶ月当たり2.5万~5万円の費用が生涯発生します。
 (裁判所が任命しますから途中で辞めることができません。)
- 『家族信託』は、契約締結後にその契約を破棄することも可能です。

H29年度 成年後見人等と本人との関係別件数

	0	2,000	4,000	6,000	8,000	10,000
司法書士						9,982
弁護士						7,967
子			5,051			
社会福祉士			4,412			
その他親族		1,536				
兄弟姉妹		1,299				
社会福祉協議会		1,048				
行政書士		893				
配偶者		774				
親		700				
その他						2016

裁判所

成年後見制度に比べ、『委託者』・『受託者』・『受益者』の関係性を柔軟に捉えることができ、家族以外の方への信託も可能です。

『家族信託』を利用する際の注意点

- 『委託者』の意思能力があるうちに契約を締結する必要があります。
- 『家族信託』は『財産管理』のみを目的としており、成年後見制度におけるもう一つの重要な職務である『身上監護』に対しては、基本的に信託契約で対応することができません。
 ● その点では、任意後見制度との併用が望ましいと言えます。

「もっと知りたい!」方へ

神奈川県弁護士会による 信託セミナーのご案内

【家族信託の基礎】注:無料ですが、事前申し込みが必要です。
 セミナーの後、希望者に対する相談会も開催されます。

日時:平成31年1月30日(水)13時30分~15時30分(受付13時~)

場所:神奈川県弁護士会館 〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地

参加希望の方・ご興味がある方は、神奈川県弁護士会ホームページ
 (<http://www.kanaben.or.jp/>)をご覧ください。

大野北第2保健室



ウォーキングで寒い冬を乗り越えませんか？

ウォーキングには、熱をうまく運べるように血行を促す、筋肉を鍛えてエネルギー消費を増やすの2つの効果があり、冷えやすい体質の改善が期待できます。

現在我々の担当地区には、参加希望者を受け入れ可能とご連絡頂いているウォーキンググループが3つあります。参加ご希望の方は、高齢者支援センターまでご連絡ください。

グループ名: 藤棚の会

活動日: 毎月第1・第3水曜日 10時から

活動内容: 2時間位のウォーキング

集合場所: 淵野辺駅南口前藤棚



グループ名: さわやかクラブ

活動日: 毎月第3月曜日 9:15から

活動内容: 2時間位のウォーキング

集合場所: 嶽之内児童館前信号そば



グループ名: ジュピターONE

活動日: 毎月第1木曜日 10時から

活動内容: 1時間位のウォーキング

集合場所: 銀河アリーナ内ロビー



特に冬場のウォーキングで注意すること

- ◆ 体を急に冷やさないようにし、ウォーミングアップを十分に行いましょう。
- ◆ 吸湿・速乾性素材の衣類を着用し、体が温まったら脱げるように、重ね着しましょう。

編集後記

この時期になると『今年活躍したスポーツ選手』が話題になりますが、皆さんはどなたが頭に浮かべますか？

野球なら大谷選手、テニスなら大阪選手、フィギュアなら羽生選手…。沢山の活躍した選手の中でも、私は科学的分析とチームワークで単体競技のメダリストチームに勝った女子団体パシュートチームが印象に残っています。



大野北第2高齢者支援センター

〒252-0233

相模原市中央区鹿沼台1-3-17

ヴィアーレ鹿沼台1-C

042-768-2195

(日曜・祭日を除く8:30~17:15)

